

いわき市告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項に基づき、次の施設の観覧料の徴収及び収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

いわき市長 内 田 広 之

1 施設の名称及び委託先

施設名	委託先			委託期間
	名称	代表者	住所	
いわき市 石炭・化石 館	一般社団法人 いわき観光ま ちづくりビュ ーロー	会長 大場 敏宣	いわき市常磐 湯本町向田 3 番地の 1	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 まで

2 委託した理由

委託契約者は当該施設の指定管理者として指定をした者であり、観覧料の徴収及び収納事務についても、一元的に委託することが効率的であるため。